

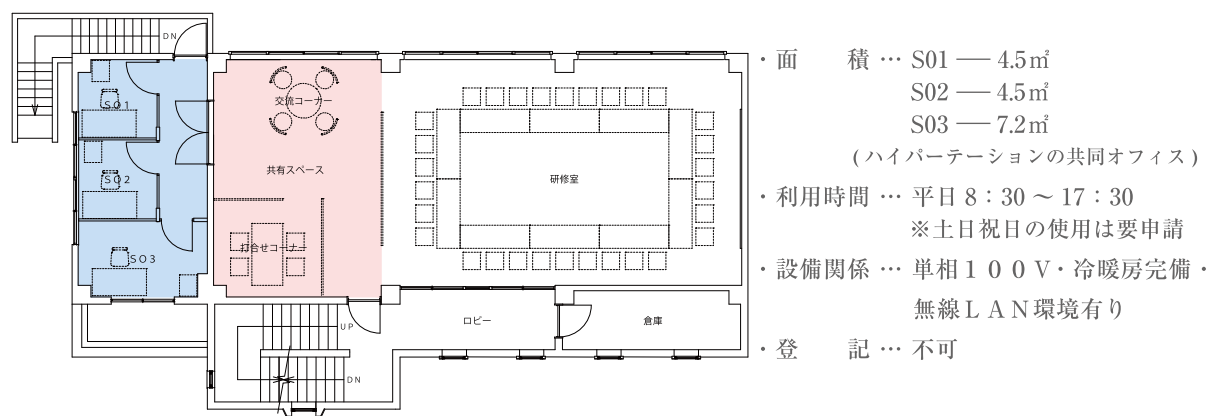
播磨町商工会は、新事業・新産業の創出や事業化、
イノベーションの促進を目指す起業家を支援することを目的に
起業準備オフィスを設置し、その対象者を募集します。
未創業～新規創業後概ね1年以内の個人・法人を対象とします。

利用料

- ①月 額 1ブース 3,000円
②その他の負担 加入電話・FAX契約、退去時の現状回復費用

契 約

- ①入居者は播磨町商工会との間で定期賃貸借契約（※1年未満）を締結する。
②入居時の準備や退去時の片づけ等に係る期間は家賃計算に含まない。



商工会に加入すれば、こんなメリットが…

- 創業準備期から個別相談等が受けられます。
- 商工会の推薦で無担保・無保証人・低利のマル経融資が受けられます。
- 経営計画や経営の見直し等、専門家による支援が受けられます。
- 月々5千円で商工会に経理記帳を委託できます。
- 商工会による集まりの中で、地域の様々な事業所との異業種交流や講演会が受講できます。
- 会員の福利厚生事業として健康診断を行っており、1人2千円（1事業所1万円が上限）の助成をしています。
- 安い委託料で労働保険事務を委託でき、手間が省けます。

…… 詳しくは商工会担当まで



応募資格

- ①兵庫県信用保証協会が定める保証対象業種で、営利を目的とした新規創業を目指す個人または創業まもない企業。
- ②独創性・成長性・実現性あふれるビジネスに取り組み、当施設を拠点に事業拡大を目指している方。
- ③当施設卒業後、播磨町内に事業所を持つための準備をしている。
- ④公租公課の滞納をしていない。

以下に該当の方は応募できません。

- ①農業・林業・漁業、金融・保険業、娯楽業、取立・集金業、宗教・政治・経済・文化など事業性が低い活動、性風俗関連、非合法関連、賭博性・投機性の高いもの、マルチ商法的なもの、反社会的な事業、その他公序良俗に反する事業など禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまで、もしくはその執行を受けることがなくなるまでの者、または禁錮以上の刑に該当する犯罪により、公判に付せられ、判決確定に至るまでの者を代表とする団体・個人。
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団体およびその利益となる活動を行う団体・個人。
- ③会社更生法に基づき更正手続開始の申立てを行い、裁判所から再生計画が許可されていないとき、もしくは民事更生法に基づき更正手続開始の申立てを行い裁判所から再生計画が許可されていないとき等の団体、個人。